

2024年11月

お客様各位

## 約款の変更に関するお知らせ

平素より、坂戸ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
弊社では、一般ガス供給約款、小売供給約款および電気需給約款を変更し運用を見直しました。

### 1. 変更の概要

ガス・電気料金のお支払いに、コンビニエンスストア・金融機関・本社窓口等で支払える払込書の発行手数料として 330 円/月(税込)をお支払いいただきます。

### 2. 実施の期日

約款変更日 : 2024 年 11 月 1 日

### 3. その他

- (1) 「口座振替」「クレジットカード払い(ビザまたはマスター)」にご変更いただければ、お客様ご負担の手数料はございませんので、ご検討ください。
- (2) 「口座振替」「クレジットカード払い」をご希望される場合は、所定の用紙をお届けいたしますのでご連絡ください。
- (3) 「口座振替」「クレジットカード払い」へお申込みいただいた場合、弊社および金融機関等における登録が完了するまで約 1.5 ヶ月を要します。  
登録完了までは、払込書によるお支払いとなりますのでご了承ください。
- (4) 新たにガス・電気の使用を申し込まれた場合、使用開始(開栓・開通)月から翌々月分の料金請求に限り、払込書発行手数料は適用除外といたします。

坂戸ガス株式会社  
営業サービス部 料金グループ  
〒350-0272  
坂戸市末広町3番地5  
フリーダイヤル：0120-35-2025  
電話番号：049-284-9000  
(平日 9 時から 17 時 15 分まで)